

# 令和4年第1回宇治田原町議会定例会

## 目次

### ○第5日（令和4年3月29日）

議事日程（第5号）	107
日程第1 議案第22号 人権擁護委員候補者の推薦について	110
日程第2 議案第23号 人権擁護委員候補者の推薦について	110
日程第3 議案第14号 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	110
日程第4 議案第17号 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて	110
日程第5 議案第18号 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて	110
日程第6 議案第20号 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	110
日程第7 議案第21号 指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））	110
日程第8 議案第7号 令和4年度宇治田原町一般会計予算	114
日程第9 議案第8号 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算	114
日程第10 議案第9号 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算	114
日程第11 議案第10号 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算	114
日程第12 議案第11号 令和4年度宇治田原町水道事業会計予算	114
日程第13 議案第12号 令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算	114
日程第14 議案第13号 宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについて	114
日程第15 議案第15号 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて	114
日程第16 議案第16号 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについて	114
日程第17 議案第19号 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて	114

日程第18 発議第1号	宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例 の一部を改正する条例を制定するについて……………	127
日程第19	閉会中の継続調査の申し出について……………	128

令和4年第1回宇治田原町議会定例会

議事日程(第5号)

令和4年3月29日

午前10時開議

- |       |        |   |
|-------|--------|---|
| 日程第1  | 議案第22号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
| 日程第2  | 議案第23号 | 人権擁護委員候補者の推薦について                              |
| 日程第3  | 議案第14号 | 宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて        |
| 日程第4  | 議案第17号 | 宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについて         |
| 日程第5  | 議案第18号 | 宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについて              |
| 日程第6  | 議案第20号 | 宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて      |
| 日程第7  | 議案第21号 | 指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末山及びくつわ池自然公園))          |
| 日程第8  | 議案第7号  | 令和4年度宇治田原町一般会計予算                              |
| 日程第9  | 議案第8号  | 令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計(事業勘定)予算                  |
| 日程第10 | 議案第9号  | 令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算                       |
| 日程第11 | 議案第10号 | 令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算                          |
| 日程第12 | 議案第11号 | 令和4年度宇治田原町水道事業会計予算                            |
| 日程第13 | 議案第12号 | 令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算                           |
| 日程第14 | 議案第13号 | 宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについて |
| 日程第15 | 議案第15号 | 宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて      |
| 日程第16 | 議案第16号 | 宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについて                 |
| 日程第17 | 議案第19号 | 宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについて             |

日程第18 発議第 1号 宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて

日程第19 閉会中の継続調査の申し出について

1. 出席議員

議長	12番	谷口 整	議員
副議長	1番	浅田 晃弘	議員
	2番	原田 周一	議員
	3番	宇佐美 まり	議員
	4番	山本 精	議員
	5番	山内 実貴子	議員
	6番	上野 雅央	議員
	7番	藤本 英樹	議員
	8番	森山 高広	議員
	9番	馬場 哉	議員
	10番	榎木 憲法	議員
	11番	今西 利行	議員

1. 欠席議員 なし

1. 地方自治法第121条の規定により会議事件の説明のため出席を求めるものは次のとおりである。

町 長	西谷 信夫 君
副町 長	山下 康之 君
教 育 長	奥村 博巳 君
都市整備政策監	星野 欽也 君
総務担当理事	奥谷 明 君
健康福祉担当理事	黒川 剛 君
建設事業担当理事	垣内 清文 君
教 育 次 長	野田 泰生 君
総 務 課 長	青山 公紀 君

企 画 財 政 課 長	村 山 和 弘 君
税 住 民 課 長	廣 島 照 美 君
健 康 対 策 課 長	立 原 信 子 君
子 育 て 支 援 課 長	岩 井 直 子 君
建 設 環 境 課 長	谷 出 智 君
産 業 観 光 課 長	木 原 浩 一 君
上 下 水 道 課 長	清 水 清 君
会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	長 谷 川 み どり 君
学 校 教 育 課 長	馬 場 浩 君

1. 職務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

事 務 局 長	矢 野 里 志 君
庶 務 係 長	太 田 智 子 君

---

開 会 午前10時00分

○議長（谷口 整） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名であり、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

**◎議案第22号及び議案第23号の質疑、討論、採決**

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第1及び日程第2、議案第22号及び議案第23号の2議案を一括議題といたします。

既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第22号及び議案第23号、人権擁護委員候補者の推薦についての2件を一括して採決いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

これより議案第22号及び議案第23号の採決をいたします。

原案について賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第22号及び議案第23号は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

---

**◎議案第14号及び議案第17号～議案第18号並びに議案第20号～**

**議案第21号の委員長報告、質疑、討論、採決**

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第3から日程第7まで、議案第14号、議案第17号、議案第18号及び議案第20号並びに議案第21号の5議案を一括議題といたします。

5議案については、3月3日の会議で総務建設常任委員会に付託を行っておりますことから、総務建設常任委員会委員長の報告を求めます。総務建設常任委員会、藤本英樹委員長。

○総務建設常任委員会委員長（藤本英樹） 皆さん、改めましておはようございます。

それでは、総務建設常任委員会に付託されました5議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

はじめに、議案第14号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、男性職員で育児休業を取得した実績についての質疑があり、以前、部分休業を取得した職員はいたが、長期にわたっての休業はない状況であるとの答弁があったところです。

次に、議案第17号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第18号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、連帯保証人を廃止した場合、家賃を3カ月滞納したときに、緊急連絡先人に滞納の連絡を行うのか、滞納が発生したときのリスクヘッジはどうなっているのかとの質疑があり、緊急連絡先人は緊急時の連絡先であり、家賃の滞納をもって連絡することはなく、入居者の方と収納についてコミュニケーションを図るとともに、敷金として預かっている家賃の3カ月分も活用する中で、滞納が発生しないようにしていきたいと考えているとの答弁があったところです。

次に、議案第21号、指定管理者の指定について（森林総合利用施設（末山及びくつわ池自然公園））については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、指定管理、自主事業分の人件費が16名分で1,630万円とあるが、勤務体系と人件費との関係はどうなっているのか。おもてなしやアウトドア施設に精通した2名の職員とはどういった人材なのかとの質疑があり、16名のうち常勤は総括長、総務部長、経理部長、係長、係員であるが、シフト等の関係で常時6名となり、会社の兼務等の関係から1,630万円は、実際にはほぼ4名分の給料となる。おもてなしやアウトドア施設に精通した2名の職員は、おもてなしの旅館で支配人として15年以上実績のある方と、他県でキャンプ場、グランピング施設を立ち上げておられるアウトドアの専門家の方であるとの答弁があったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました5議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第3、議案第14号、宇治田原町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第14号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第14号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第14号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第17号、宇治田原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第17号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第17号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し

てください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第17号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5、議案第18号、宇治田原町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第18号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第18号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し  
てください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第18号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第20号、宇治田原町営住宅の設置及び管理に関する条例の一  
部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第20号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押し  
てください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第20号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第21号、指定管理者の指定について(森林総合利用施設(末  
山及びくつわ池自然公園))の討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 討論なしと認めます。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第21号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第21号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

## ◎議案第7号～議案第13号及び議案第15号～議案第16号並びに議

### 案第19号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 会議規則第37条により、日程第8から日程第17まで、議案第7号から議案第13号まで、議案第15号及び議案第16号並びに議案第19号の10議案を一括議題といたします。

10議案につきましても、3月3日の会議で予算特別委員会に付託を行っておりますことから、予算特別委員会委員長の報告を求めます。予算特別委員会、山内実貴子委員長。

○予算特別委員会委員長（山内実貴子） 皆様、おはようございます。

それでは、予算特別委員会に付託されました16議案のうち10議案につきまして、順次、委員長報告を申し上げます。

まず、総括質疑では、宇治田原山手線整備促進について、京都府公共事業評価に係る第三者委員会において新規着手の必要性が妥当と評価されたが、町負担のある街路事業の導入も視野に入れ、企業版ふるさと納税による基金の活用と行財政改革のさらなる推進により早期の完成を目指すべきと考えるがいかがかとの質疑があり、事業手法は町負担も含め、できる限りのことを行う中、一刻も早く全線開通につながるよう京都府に要望しており、厳しい財政状況に対応するため、大胆に聖域なき改革を断行する強い決意のもと、優先順位に基づいた事業の取捨選択を行っている。同時に、ふるさと納税による寄附の取組強化と、企業版ふるさと納税を積極的に活用し財源確保を図り、山手線整備を推進していきたいとの答弁があったところです。

小学校の学級編制について、来年度の3年生の学級数見込みは、田原小学校が38人で19人ずつの2クラス、宇治田原小学校が35人で1クラスと、約2倍の差となる予定であり、転入がない限り、この差は6年生まで続くことから不平等である。コロナ対策の観点からも対応が必要なことから、町独自で2クラスに分けることや別加配を配置

するなど手厚く対応できないのかとの質疑があり、国の基準に基づき学級編制を行い、学力充実補助教員を町単費で2名配置し、学習できる環境を整え、指導体制を構築しているため、不平等と言われるものでもなく、コロナ対策も学校の新しい生活様式に基づき対策を講じている。少人数教育については、さらなる充実に向け、京都府及び国に対して既に要望しているとの答弁があったところです。

総括質疑は以上でございます。

議案第7号、令和4年度宇治田原町一般会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、総務関係では、女性消防団員確保事業費について、募集方法と確保に向けた取組、対象年齢や女性団員に期待する役割、消防団組織の中での位置づけはとの質疑があり、募集は町広報紙や町ホームページのほか、婦人防火クラブ等へ直接呼びかけることも考えており、消防団本部とも連携しながら取り組んでいきたい。年齢は18歳以上とし、団員の活動は広報や啓発活動の予防面を重点に考え、組織は分団でなく、まずは本部に所属する方向で考えているとの答弁があったところです。

また、コンビニ交付導入事業費について、初期投資は補助金で賄えるが、ランニングコストと住民の負担額はいかがかとの質疑があり、ランニングコストは、トータルで年間約100万円程度を見込み、コンビニで取得する場合の手数料は、近隣の状況も見ながら検討していきたいとの答弁があったところです。

さらに、利用に必要となるマイナンバーカードの交付率の状況と、交付率向上に向けた施策はいかがかとの質疑があり、交付率は令和4年2月末現在で38.63%、カード申請サポート事業として専用タブレット端末を1台配備し、顔写真撮影と同時にJ-LISにオンライン申請できる予定としており、町内施設や諸行事の出張受付についても検討していきたいとの答弁があったところです。

健康福祉関係では、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施事業費について、フレイル予防として、医療専門職の存在や役割の認知を広げるとはどういった内容なのかとの質疑があり、保健師が積極的に地域に出かけ、住民との関わりを持ち、その存在と役割を知っていただくとともに、理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士といった様々な専門職とも連携し、それぞれの専門分野のお話をさせていただき、知識を深めていきたいと考えているとの答弁があったところです。

さらに、組織としての横の連携についてはどう考えているのかとの質疑があり、介護予防の一体的実施であることから、福祉課とも連携するとともに、外部から来ていただ

く専門職とのつながり、地域でそういう活動をされている施設、認知症カフェを運営されている方々等のつながりを一体的に広げていければと考えているとの答弁があったところです。

建設事業関係では、空家等総合対策事業費について、これまで5年間の取組成果や課題、令和4年度の空家等対策計画改定についての考え方はいかかとの質疑があり、空家バンクの創設、お試し住宅の整備、管理不全空家に対する補助制度の創設等、計画に基づき着実に実施してきたが、依然として空家は増加傾向にある。まずは空家所有者に所有者意識を持っていただかないと、制度の活用にはつながらないということが課題であり、これまで様々な専門機関や地域との連携体制も構築してきたため、この連携体制を有効に進め、所有者による対策につなげるよう計画の改革に取り組みたいとの答弁があったところです。

また、デマンド型乗合タクシー運行事業費について、予約していない者が通りがかりのタクシーに乗車できるのか。制度が大きく変わる地域との協議の場は、今後どう考えていくのかとの質疑があり、乗車予約は利用登録者に限定しており、停留ポイント以外の乗車は安全面での課題もあり利用できない。次年度から制度が変わる地域には、地域に入った形で説明し、乗合タクシーに移行する地域には体験会等も実施し、周知を図っていきたいと考えているとの答弁があったところです。

教育委員会関係では、家庭学習等支援事業費について、対象学年が小学5年生及び中学2年生となっているが、全国学力・学習状況調査の対応と理解してよいのか。家庭学習支援の具体的実施内容はとの質疑があり、対象学年は、次に進学する小学6年生及び中学3年生が学習の総まとめとなることから、その1学年手前の学年としており、具体的には放課後に1クラス5人程度のオンライン授業で民間教育機関と連携し、家庭教育の学習機会を提供することにより、学力の充実を図るものであるとの答弁があったところです。

次に、議案第8号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、生活習慣病予防対策事業費について、よい取組ではあるが、なかなか改善されないと聞く。どの程度改善しているのか、改善例を対象者に返す取組についてはいかかとの質疑があり、改善は個々の状況であり全体の把握は難しいが、継続的に特定健診を受けていただいているため、経年状況が分かる資料を提示して指導を行っており、改善例を紹介できる場も検討し、励まし支えていきたいとの答弁が

あったところです。

次に、議案第9号、令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算については、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第10号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、サンビレッジについて、本入所の増床に伴いショートステイのベッド数が減少し、ショートステイの新規受付が困難と聞いているが、現状はいかがかとの質疑があり、ショートを利用しにくいとの話は聞いておらず、本入所されずショートを継続利用し、入所待ちだった方々が本入所に転用されたことから、一定、ショートニーズは下がってきていると理解しているとの答弁があったところです。

次に、議案第11号、令和4年度宇治田原町水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第12号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算については、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、経営戦略会議の進捗状況と結果はいつ頃になるのかとの質疑があり、経営戦略策定業務という委託事業を現在実施しており、上下水道経営等審議会に諮り意見を求め、6月の総務建設常任委員会で状況を報告する予定であるとの答弁があったところです。

次に、議案第13号、宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、企業版ふるさと納税制度は、令和6年度までの制度であると認識しており、基金の使い道として今回は道づくりに使う予定であるが、まち・ひと・しごと創生総合戦略の中で事業を考え、その中で企業版ふるさと納税をお願いする仕組みとするのかとの質疑があり、戦略に掲げている事業の中で地域再生計画を策定し、内閣府の認定を受ける必要がある。当該計画に掲げ認定を受けた事業であれば基金の充当は可能であるが、資金計画を内閣府に提出する必要があるとの答弁があったところです。

次に、議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正す

る条例を制定するについては、審査の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

主な質疑といたしましては、お互い賃金を下げ合うという負の連鎖を断ち切り、無理をしてでも特別職の給料を戻し、ITの勉強やIT先進国を視察する等、視野を広める取組をすべきではとの質疑があり、世界の国々の情報はしっかりと収集し、よいところは取り組んでいきたいと考えるが、今回の減額は給料自体を下げるものではなく、特例として減額するもので、厳しい財政状況を住民の方にも知っていただくことも大事であるとの答弁があったところです。

次に、議案第16号、宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

次に、議案第19号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについては、審査の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

特に質疑はなかったところです。

また、現地審査については3カ所を行ったところです。

以上で、委員長報告を終わります。

○議長（谷口 整） ただいま報告のありました10議案について、一括して委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

日程第8、議案第7号、令和4年度宇治田原町一般会計予算の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。森山高広議員。

○8番（森山高広） それでは、ただいま議題となっております議案第7号、令和4年度宇治田原町一般会計予算について、反対の立場から討論を行います。

日本の国力がどんどん落ちる中、再び復活するには人件費の引上げと人材のレベルアップは必ず必要です。しかしながら、本町はどうでしょうか。

まず、人件費では、管理職手当の引下げを継続しようとしています。日本は長年、円安と人件費削減で勝負してきました。円の実質実効為替レートはどんどん落ち、現在の円安でさらに転げるように落ちています。その結果、年収は先進国に大きく差をつけられました。物価などがどんどん上がる中、もう人件費の削減や現状維持では、どうしようもない将来しか待っていません。

また、職員研修についても、コンプライアンスの研修が増えただけです。リーダーシップ、統計学、マーケティングなどは、町長の思いを浸透させ実行するのに重要です。

この大事な2点が欠落しています。

以上のことから、本案に反対とします。

これにて反対討論を終わります。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。榎木憲法議員。

○10番（榎木憲法） それでは、ただいま議題となっております議案第7号、令和4年度宇治田原町一般会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

西谷町長は、これまで就任以来、一貫して「みんなが力を合わせれば何事もなし得る」という百万一心の信念のもと、30年、50年先に、本町に住んでいただく方々の未来に希望と責任の持てるまちづくりを、みんなの絆でつくり上げていこうと全力を尽くしてこられました。

こうした中、令和4年度の町政運営に当たっては、西谷町政3期目のスタートとなった昨年に公約とされた4つの最重要の取組結果を踏まえ、新型コロナウイルスの感染症の拡大防止と緊急経済対策、この2つを優先的に取り組んでいくとして、4つのまちづくりの目標を掲げられ、今後も起こるであろう様々な変化や不測の事態にもしなやかに適応し、復元する力「レジリエンス」の強化を意識しながら、立ち止まることなく誠心誠意努力していくと強い決意を施政方針で述べられたところです。

このような姿勢のもと、令和4年度一般会計予算においては、第5次まちづくり総合計画及び第2期地域創生総合戦略に基づき、宇治田原山手線や関連する幹線道路の整備などの「みちづくり」と、人口減少対策と定住化の実現や多様な学びの応援、さらには新型コロナウイルスへの対策などの「ひとづくり」、この2つが交わることで相乗効果を生み出しながら、持続可能なまちづくりを進めるため、スローガンとして「つながる未来へ みち ひと創造予算」と題して積極的に計上された結果、非常に財政状況が厳しい中におかれましても、対前年度比3.3%増の昨年度を超える予算規模となる住民生活の安心安全、経済活動の回復に向けた予算を編成されました。このことは高く評価するものであります。

これまで私を含め各議員が議会の場で提案や要望をしてまいりました事項、例えば新型コロナウイルス感染症総合対策事業、未来を担う子どもたちのために夢を応援する未来挑戦隊チャレンジャー育成プロジェクト事業、デマンド型乗合タクシーを含めた新しい地域公共交通事業、山手線整備や新市街地整備事業、人口減少対策事業などを図る一

方で、その事業の裏づけとなる財源確保に当たりましては、国及び府の交付金等を積極的に活用して、さらにふるさと納税推進による歳入増を図り、予算化していただいたことに感謝をいたしますとともに、これらの施策に取り組みられることで、さらなるまちの発展と地域創生の推進に大いに期待するところです。

特に山手線整備事業におきましては、去る3月16日に京都府より新規着手の必要性が認められ、いよいよ目に見える具現性のある事業になってきたことは、皆様ご存じのことと思います。

このような中、令和4年度のスタートに当たりましては、住民の皆様方の中には、道路や新庁舎というインフラ整備に対する多額の財源投下をご心配される向きもございますが、国からの交付金や交付税算入のある有利な起債、さらには財政調整基金の活用等によりしっかりと財源確保を図る中、重点的かつ積極的に予算配分されているところでございます。

確かに本町の財政状況は楽観視できるものではないことを私も承知しておりますものの、今は30年、50年先を見据えたまちづくりのための投資の時期であるとの西谷町長の言葉を信じ、私も今こそ次世代のまちづくりのために必要な投資であると確信しております。

したがって、町当局におかれましては、山手線延伸に向けた道路網の整備、新市街地整備による税収増加を目指し、行政改革の着実な推進を図ることにより、持続可能かつ希望の持てる行財政運営に努めていただきますよう強く要望いたします。

冒頭申し上げましたが、西谷町長はこれまで就任以来、一貫して、みんなが力を合わせれば何事もなし得るという百万一心の信念のもと、30年、50年先に本町に住んでいただく方々の未来に希望と責任の持てるまちづくりに全力を尽くしてこられました。私自身も微力ではございますが、まちづくりを支える議会の一員として、西谷町長と共にしっかりと力を尽くしていきたいと思っています。

以上、令和4年度宇治田原町一般会計予算につきまして賛成いたします。議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます。賛成討論を終わります。

○議長（谷口 整） 次に、原案に反対者の発言を許します。山本精議員。

○4番（山本 精） ただいま議題となっております議案第7号、令和4年度宇治田原町一般会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

新型コロナウイルス感染症に対する不安と、ロシアのウクライナ軍事侵攻に対する不安という2つの大きな社会不安の中で2022年度が始まります。

京都府を含む18全ての府県で、まん延防止等重点措置が解除されましたが、まだまだ感染予防対策は必要不可欠な情勢となっています。コロナで命が脅かされている上に、経済的落ち込み、物価高、雇用不安、世界平和の危機など、国民生活を取り巻く環境は、まさに先が見えない状況です。こんなときこそ、宇治田原町が1人も取り残すことなく、住民に寄り添い、励ます施策を進めていくことが求められています。

その観点から言っても、本町の新年度予算は誠に不十分です。第6波の主流となったオミクロン株は、子どもたちにまで感染が広がりました。昨年8月、文部科学省は、クラスに1人でも感染者が出れば、濃厚接触者に限らず、クラス全ての児童生徒をPCR検査の対象にしてよいつの通達を出しています。各学校には抗原検査キットが配置されていますが、これは子どもたちのためのものではなく、先生方のためのものであるとの答弁がありました。先生だけでなく、子どもたちの検査キットも確保し、同じクラスで一定時間行動していたみんなが検査を受けることができるようにし、保護者や子どもたちの不安を解消すべきです。

高齢者の介護予防、特に認知症予防の観点から、「聞こえること」は非常に重要です。全国では、加齢性の難聴者への補聴器購入に対する補助を実施する自治体が増えてきました。宇治田原町においても、補助制度の創設を求めます。

また、宇治田原町では、交通弱者、特に車の免許を持たない高齢者などにとっては、買い物や通院などに係る移動が困難で、町営バスやコミュニティバスは非常に喜ばれ、他市町に誇れる施策となっていました。

今回、デマンド型乗合タクシーの導入や町営バスの料金の有料化などが提案されていますが、説明会においても「元幹部職員が逮捕されるような恥を内外にさらしながら、個々の老人たちの福祉を削るのはいかがなものか」といった厳しい声もありました。路線バスを守らなければならないというのは理解できますが、町営バスを路線バスよりも高い料金にして、路線バスに客を誘導するという考え方自体が問題です。福祉施策として無料化は堅持すべきと考えます。

少人数学級については、町教育委員会もきめ細やかな指導を行う上で有効な指導体制と認めています。国・府の制度にかからないボーダーラインの学級については、ふるさと納税で寄せていただいた寄附金も活用し、町独自の対策を求めます。

さらに、高校生の通学バス代については、先ほど述べましたコロナ禍による経済不況もあり、住民生活は厳しい状況が続いています。そんな中で、高校生の通学バス代は、保護者の家計をさらに圧迫しています。全額補助に戻すべきです。

最後に、この間の町の住民無視の対応は看過できません。小中学校施設一体型の延期についても、いまだに知らない保護者さえおられます。情報提供が不十分な中で、どうして様々な町の施策に対して住民の理解が得られるでしょう。十分な情報を住民に提供し、意見をしっかりと聞いて町政運営に当たることを強く求めておきます。

住民の暮らし、営業が厳しいときだからこそ、町は住民の皆さんのニーズ、暮らしの願いをしっかりと受け止めて、住民の命と暮らしを守る役割を十分発揮することを求めまして、来年度予算に対しての反対討論といたします。

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第7号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第7号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第7号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第8号、令和4年度宇治田原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第8号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第8号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第8号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第9号、令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

原案に反対者の発言を許します。今西利行議員。

○11番（今西利行） ただいま議題となっております議案第9号、令和4年度宇治田原町後期高齢者医療特別会計予算につきまして、反対の立場から討論を行います。

広域連合による2年ごとの保険料の見直しにより、均等割額、所得割率、共に引き上がることとなります。加えて、10月からは単身で200万円、夫婦で320万円以上の年金等の収入があれば、窓口負担が2割に引き上げられます。

後期高齢者は、他の世代よりも低い収入、高い医療費という生活実態であり、有病率も高いにもかかわらず、窓口負担が2倍になれば、さらなる受診控えと重症化を招き、まさに命取りとなります。

高齢者に負担増を押しつけ、安心して医療を受けることができない、また健康な生活を送ることができなくなるような後期高齢者医療制度に反対の立場から、本予算についても反対といたします。

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第9号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第9号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第9号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、令和4年度宇治田原町介護保険特別会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第10号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第10号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第11号、令和4年度宇治田原町水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第11号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第11号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第11号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第12号、令和4年度宇治田原町下水道事業会計予算の討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第12号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第12号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第13号、宇治田原町企業版ふるさと納税地方創生基金の設置、管理及び処分に関する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第13号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第13号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第13号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の

一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。森山高広議員。

○8番（森山高広） ただいま議題となっております議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

日本は、ここ20年ぐらい人件費カットや円安で勝負してきており、いまだに続けようとしてきています。その間に、円の実質実効為替レートはどんどん落ち、年収は先進国に大きく差をつけられました。外国勢に買い負け、物価、社会保障費が上がる中、もう人件費の削減や現状維持では衰退しかなく、どうしようもない将来しか待っていません。身を切る覚悟というのは、お互いの賃金を下げ合うという負の連鎖の行為につながっており、この負の連鎖を断ち切る必要があります。

そこで批判はあっても、特別職の報酬は少なくとも元に戻すべきです。そして報酬を戻した分で自腹を切って、ITや外国語の勉強にお金を使ったり、台湾やエストニアなどのIT先進国を視察したりして視野を広げたり、日本の置かれる状況を学んだりしたほうが、これからの本町に役に立ちます。

以上のことから、本案に反対とします。

これにて反対討論を終わります。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。藤本英樹議員。

○7番（藤本英樹） ただいま議題となっております議案第15号、宇治田原町長等の給料の額の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、令和2年4月1日から実施されている町長10%、副町長及び教育長7%の減額措置を、引き続き令和6年3月までの2年間延長されるものであります。その効果額は年間約250万円、2年間で約500万円となるものでございます。

昨年12月に示されました財政シミュレーションでは、今後も財源不足が見込まれ、公債費が膨らみ、厳しい財政状況となることが示されております。また、令和4年度の当初予算でも、財政調整基金からの繰入れが計上されております。

こういった厳しい財政状況の中、町長をはじめとする常勤の特別職が、財政健全化への取組姿勢を示され、持続可能な行財政基盤の構築のための取組として、まさに身を切る覚悟で本減額条例を引き続き提案されたことは、西谷町長の与党議員でもある私としても評価しているところでございます。

このようなことから、今回の減額措置が継続可能な行財政運営の一助となることに期待し、本案に賛成いたします。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げまして、賛成討論を終わります。

○議長（谷口 整） これにて討論を終わります。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第15号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、議案第15号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第16号、宇治田原町消防団条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第16号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第16号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第19号、宇治田原町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を制定するについての討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 討論なしと認めます。

これより議案第19号の採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第19号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成全員であります。よって、議案第19号は委員長の報告のとおり可決されました。

---

### ◎発議第1号の質疑、討論、採決

○議長（谷口 整） 日程第18、発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについてを議題といたします。

既に趣旨説明は終わっておりますので、直ちに質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。森山高広議員。

○8番（森山高広） ただいま議題となっております発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、反対の立場から討論を行います。

この衰退している日本が、他の先進国に食らいついていくには、円安や人件費削減などではなく、議員を含めて大人がみんなでたくさん勉強して、賃金を上げ合うしかありません。不幸なことに、日銀は円安を継続か、さらに進める方向ですので、なおさら人件費を上げていかないと大変なことになります。

そこで、議員自ら報酬を下げるのではなく、元に戻し、大学や大学院の週末コースなどで勉強したり、将来に備え自ら外国語などを勉強したりして、職員や住民の方に見本を示すべきです。

以上のことから本案に反対とします。

これにて終了します。

○議長（谷口 整） 次に、原案に賛成者の発言を許します。藤本英樹議員。

○7番（藤本英樹） ただいま議題となっております発議第1号、宇治田原町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例を制定するについて、賛成の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、令和2年4月1日から実施されている、議長10%、副議長、委員長、議員各5%の減額措置を、引き続き令和6年3月までの2年間延長するものであります。その効果額は年間約270万円、2年間で約540万円となります。

この措置につきましては、町の予算をこれまで賛成してきた議会としての責任と、厳

しい財政状況の中、住民の方々にも負担をお願いするのであれば、当然、議会としても身を削る姿勢を示すべきとのことから2年間実施してきました。

しかしながら、この間、町の財政状況は好転する兆しは見えてきておらず、令和4年度も財政調整基金を取り崩す予算編成が続いております。

先日の一般質問におきまして、森山議員が人件費の問題を取り上げられ、人件費を下げるのではなく、上げるべきとの発言をされておられました。また、この間、複数の議員からも、元に戻すべきとの意見も出されております。これらはまさに正論ではありますが、私たち議員の報酬は、住民の方々から頂いた貴重な税金でございますので、こういった財政状況の厳しい中、住民の方々に、果たして理解が得られるのか疑問が残ります。

今回の条例改正は、議員の報酬月額を尊重しつつも、あくまで厳しい財政状況に鑑み、期間を定めて、引き続き報酬を削減するものでありますことから、本案に賛成いたします。

議員諸侯のご賛同をよろしくお願い申し上げます、賛成討論を終わります。

○議長（谷口 整） これにて討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（谷口 整） 異議なしと認めます。

発議第1号の採決を行います。

原案について、賛成または反対ボタンを押してください。

押し忘れございませんか。

押し忘れなしと認め、確定をいたします。

賛成多数であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

---

#### ◎閉会中の継続調査の申し出について

○議長（谷口 整） 次に、日程第19、閉会中の継続調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長より会議規則第75条の規定により、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

本件は、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ござ

いませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、本案は各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

お諮りをいたします。以上で、今期定例会に付議されました事件は全て終了いたしました。これをもって閉会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(谷口 整) 異議なしと認めます。よって、これをもちまして令和4年第1回宇治田原町議会定例会を閉会をいたします。

閉 会 午前11時15分

○議長(谷口 整) ここで町長より発言を求められておりますので、これを許します。西谷町長。

○町長(西谷信夫) 定例会閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

3月3日開会されました令和4年第1回定例会が本日をもって閉会となりますが、議員各位におかれましては、年度末の大変お忙しい中を連日にわたりましてご苦勞さまでございました。

令和3年度一般会計補正予算をはじめ、令和4年度一般会計予算、特別会計予算、条例案件など、多数の重要案件につきましてご審議をいただき、23議案につきまして全て原案どおりご可決、ご同意を賜りましたことに心から厚くお礼を申し上げます。

一般質問や予算特別委員会、また各委員会などで賜りましたご意見やご要望につきましては、各所属において再度確認の上、可能な限り町政に反映をさせてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、府内全域に発令されておりました新型コロナウイルスまん延防止等重点措置が22日に解除されたところであり、全国どの地域にも適用されていないのは1月8日以来約2カ月半ぶりのこととなります。まん延防止等重点措置が解除されたものの、感染拡大の脅威が去ったわけではございません。年度替わりは、人が集い、移動する機会が増え、感染の再拡大を招く恐れもあることから、引き続き感染予防対策を徹底する必要があると考えておるところでございます。

本町といたしましては、3回目のワクチン接種をはじめとした感染防止に向けた環境整備や、厳しい経済状況にある住民の皆様に対する経済支援、地域経済の活性化に全力で取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましては、引き続き、

ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

国際情勢に目を向けますと、ウクライナへのロシア軍の侵攻はいまだ収まらず、子どもを含む多くのウクライナ市民の方が被害に遭っておられます。国際社会の一員として、ロシア軍の早期撤退とともに、ウクライナに一日も早い平和が訪れることを願っております。

さて、本日ご可決いただきました令和4年度当初予算は、「つながる未来へ みちひと創造予算」と題し、「第5次まちづくり総合計画」及び「第2期地域創生総合戦略」に基づき、宇治田原山手線や関連する道路整備などの「みちづくり」と、人口減少対策や新型コロナウイルス対策などの「ひとづくり」の2つが交わる相乗効果を生み出しながら、持続可能なまちづくりを図る大変重要な予算となるわけでございます。

どうか議員各位をはじめ、住民の皆様方の一層のお力添えを、本町のまちづくりの推進にお寄せいただきますようお願いを申し上げます。

今後も厳しい財政状況の中、住民サービスの向上と福祉の増進のために、私を先頭に全職員一丸となり、第6次行政改革大綱に基づく行財政改革を推進するとともに、百万一心の気持ちで、本町の目指す将来像「人がつながる 未来につながる お茶のふるさと 宇治田原」の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位の一層のご理解とご指導を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

また、議員各位におかれましては、季節の変わり目、どうか健康にはくれぐれもご留意をいただきまして、ふるさと宇治田原の発展のために、一層のご理解とご尽力を賜りますようお願いを申し上げまして、ますますご活躍、またご期待をあわせて申し上げ、閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

○議長（谷口 整） 皆さん、お疲れさまでした。私からも一言ご挨拶を申し上げます。

3月定例会も、本日、無事閉会の運びとなりました。議員及び町当局並びに関係各位のご協力に感謝を申し上げます。

さて、2日後の3月31日には、本議場出席者のうち3名の幹部職員が退職を迎えられることとなりました。

まず、野田泰生教育次長には、平成3年4月に奉職以来31年間勤めていただき、めでたく定年退職を迎えられます。この間、下水道事業の普及をはじめ、事業部や、そして今の教育委員会でご活躍をいただいたところでございます。退職後は、入札契約専門官として新たなスタートを切られます。今日までの豊富な経験を基に、ますますのご活

躍を期待をいたします。

次に、木原浩一産業観光課長は、お茶のエキスパートとして、平成16年4月にJAから転職をされ、18年間、産業振興関係部門でご活躍をいただいたところでございます。各種茶品評会での農林水産大臣賞受賞農家を支えていただいたところでもございます。定年退職後も引き続き農林振興専門官として、農家や後進の指導に当たっていただく予定と伺っております。今日までの貴重な経験を基に、ますますのご活躍を期待をいたしております。

次に、清水清上下水道課長には、昭和60年9月に奉職以来、定年を2年待たず37年間の公務員生活に別れを告げ、後進に道を譲る早期退職をされることとなりました。この間、管理部門、事業部門を問わずオールマイティーでのご活躍をいただいたところでございます。これらの経験を基に、今後は行政書士を目指されるというふうに伺っております。ますますのご活躍を祈念をいたします。

野田教育次長、木原課長、清水課長のお三方には、長年にわたり宇治田原町の発展にご尽力をいただき、衷心より感謝を申し上げますとともに、今後は健康には十分にご留意をいただき、第2の人生、ますますご活躍されますとともに、ご多幸を祈念を申し上げます。お三方の胸のうちの代弁とするならば、与謝野晶子の歌にあります「劫初よりつくりいとなむ殿堂に われも黄金の釘一つ打つ」、まさにそのような思いではなかろうかと思えます。皆さん、長年お疲れさまでした。

なお、事務局の太田智子係長におかれましては、4年間、議会事務局に在籍をしていただき、ご活躍をいただきました。特に新庁舎の建設、移転に伴い、電子表決やユーチューブ放映等でご尽力をいただいたところでございます。4月以降は、福祉課において課長補佐として新しい職場で、またさらに活躍をされるというふうに伺っております。4年間、太田係長には、いろいろとありがとうございました。

以上、私の思いも含めまして、閉会のご挨拶と代えさせていただきます。どうもありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議 長 谷 口 整

署 名 議 員 原 田 周 一

署 名 議 員 馬 場 哉